瀬戸市斎苑利用マニュアル

（葬儀事業者用）

瀬戸市斎苑

令和７年４月

瀬戸市斎苑　施設の概要

1　施設

施設名：瀬戸市斎苑
住　所：〒489-0893
　　瀬戸市春雨町 38 番地
電　話：0561-82-8800
ＦＡＸ：0561-82-9214

2　施設の概要

項　　目	内　　容
設置年月日	平成 8 年 5 月 1 日
敷地面積	8,900 ㎡
建物の構造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造　2 階建
建築面積	1,938 ㎡
延床面積	2,899 ㎡
火葬炉	人体炉 8 基　　汚物炉 1 基　　動物炉 1 基
告別室	2 室（1 室につき 40 名まで）
収骨室	2 室（1 室につき 40 名まで）
斎場	1 室　200 ㎡（約 60 坪：120 畳）、椅子 100 席
斎場控室	2 室（6 畳二間）
待合室（和室）	4 室（32 名：24～25 畳）
待合室（洋室）	1 室（28 名：53 ㎡）
更衣室	1 室（和室 3 畳）
遺体安置室	1 室　保冷庫 1 基
駐車場	乗用車 78 台（南 25 台　北上 16 台　北下 37 台） 大型バス 3 台
火葬炉燃料	都市ガス
火葬炉形式	台車式寝棺炉

見　取　図

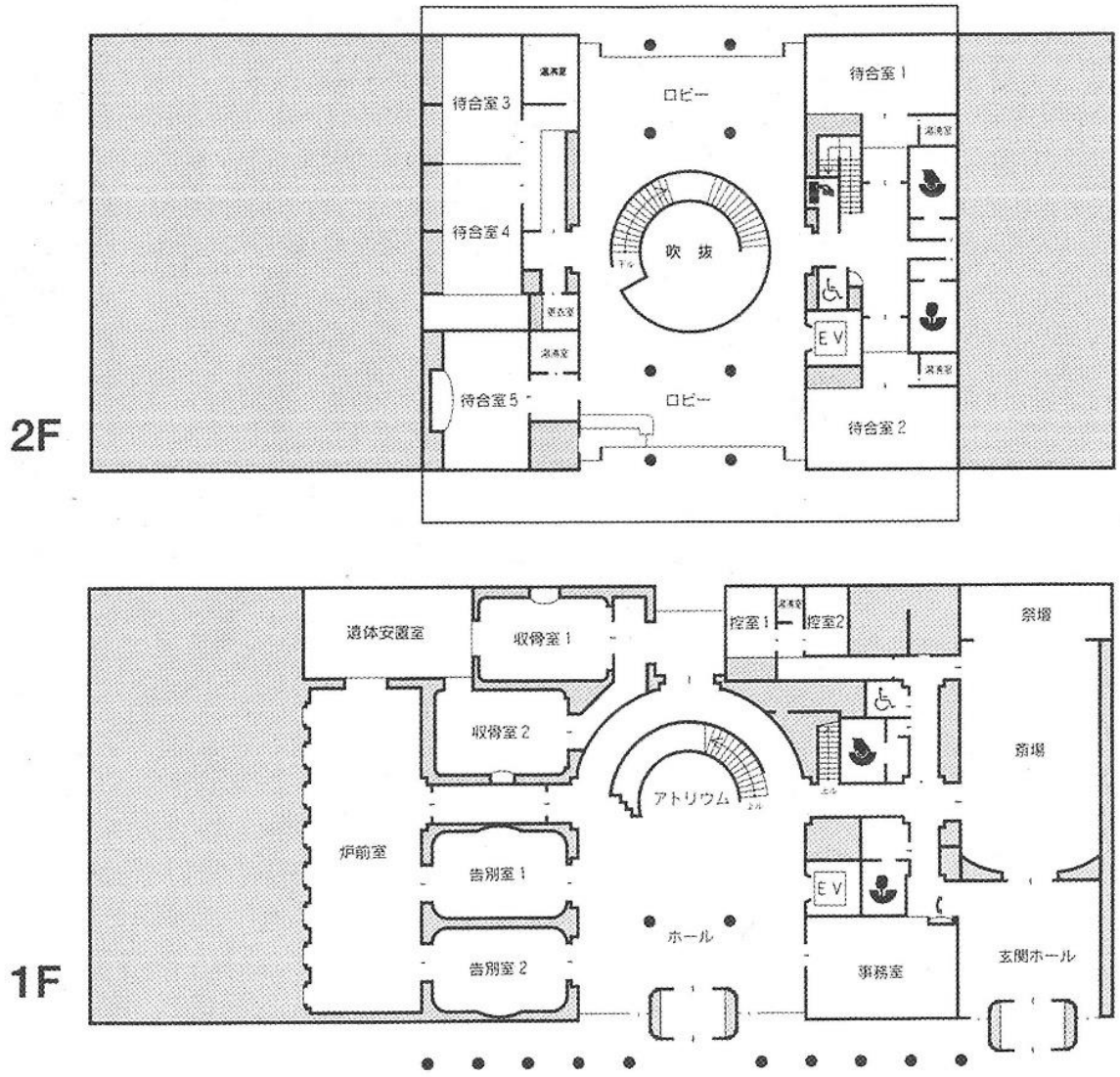
2F
待合室3
ロビー
待合室1
待合室4
吹　抜
EV
待合室5
ロビー
待合室2
1F
遺体安置室
収骨室1
控室1
控室2
祭壇
収骨室2
前場
アトリウム
炉前室
告別室1
EV
ホール
告別室2
事務室
玄関ホール

位　置　図

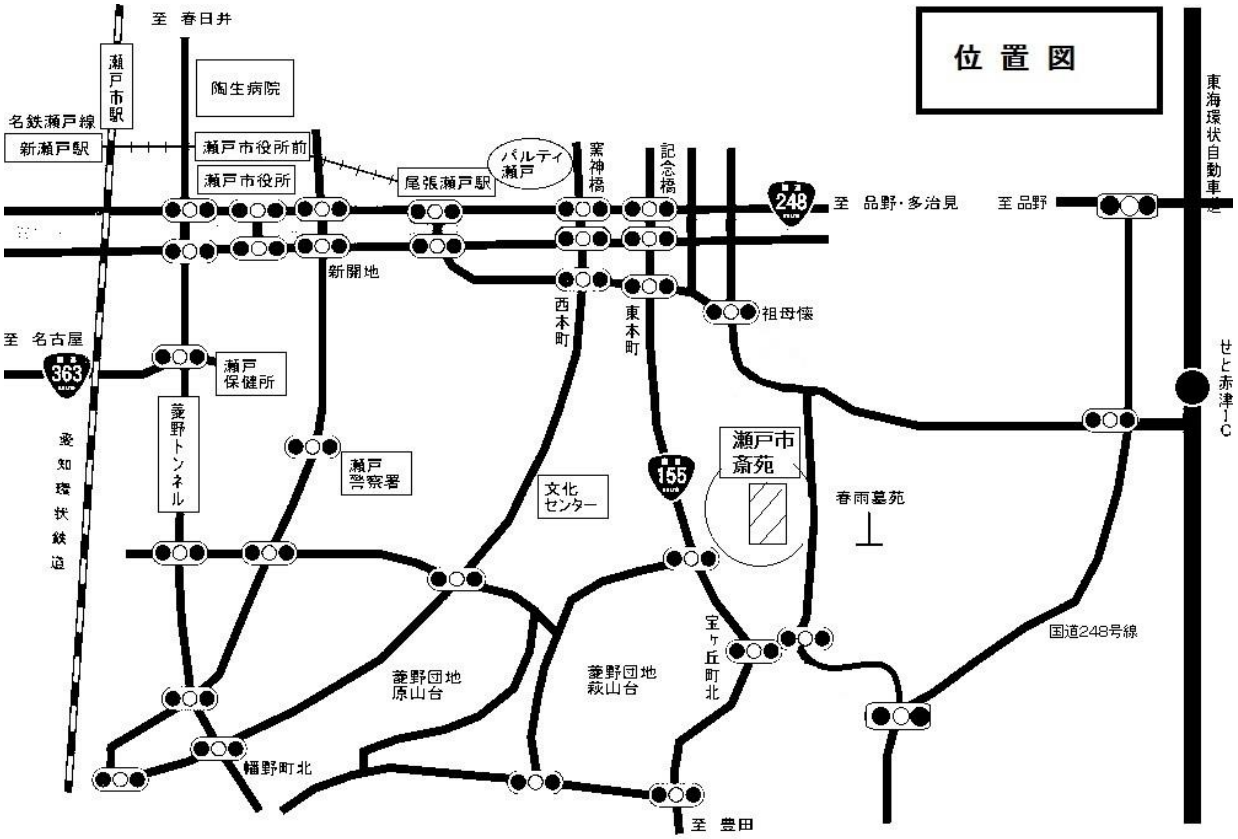
位置図
至 春日井
瀬戸市駅
陶生病院
名鉄瀬戸線
新瀬戸駅
瀬戸市役所前
瀬戸市役所
尾張瀬戸駅
パルティ瀬戸
案神橋
記念橋
至 品野・多治見
至 品野
東海環状自動車道
新開地
西本町
東本町
祖母懐
至 名古屋
363
瀬戸保健所
菱野トンネル
瀬戸警察署
文化センター
155
瀬戸市斎苑
春雨墓苑
せと赤津IC
愛知環状鉄道
宝ヶ丘町北
国道248号線
菱野団地原山台
菱野団地萩山台
幡野町北
至 豊田

利用の手引き

当斎苑を利用されるにあたっては、以下の点について、ご理解及びご承知の上、円滑な斎苑運営に協力してください。

１　概要・利用資格

（１）概要

当斎苑には、「火葬場」と「斎場」があります。

「火葬場」は、死亡された方の火葬を法律に基づいて行う施設です。

「斎場」は、申込みにより葬儀（通夜・告別式等）を行うことができる施設です。

（２）利用資格

利用にあたっては、暴力団員の斎場利用を除き特に制限はありません。どなたでも利用できますが、瀬戸市の方とそれ以外の方では使用料が異なります。

２　開苑・休苑日・点火時刻・件数等

（１）　開苑時間

午前８時３０分から午後５時１５分

（２）　休苑日

１月１日及び２日

（３）点火時刻・火葬件数

点火時刻	9：30	10：30	11：30	12：30	13：30	14：30
火葬件数	2 件	2 件	2 件	2 件	2 件	2 件

注１　瀬戸市民優先枠を設定します。この枠は瀬戸市以外の方は予約できません。ただし、予約サイトトップページにてお知らせする日時以降に空きがある場合は予約可能となります。

注２　火葬の予約がすべて入っている場合は、火葬炉の空きがないため、斎場の予約はできません。

注３　到着が遅れると、他の利用者（同じ時刻やそれ以降の点火時刻の利用）へご迷惑となりますので、斎苑までの移動時間を十分考慮してください。なお、万が一受入可能時間内に到着ができないと見込まれる場合は、事前に電話連絡をお願いします。当日の火葬件数によっては、予約時間帯に火葬できず、予約時刻より後ろの時間帯になることがあります。

注４　友引の日の火葬はありません。

（４）受入可能時間等

点火時刻	9：30	10：30	11：30	12：30	13：30	14：30
受入可能時間	9:00-9:30	10:00-10:30	11:00-11:30	12:00-12:30	13:00-13:30	14:00-14:30
待合室利用可能時間	8:45-11:45	9:45-12:45	10:45-13:45	11:45-14:45	12:45-15:45	13:45-16:45

３　施設予約

瀬戸市斎苑では、施設を利用するために事前予約が必要です。

※斎場の予約は電話でのみ受け付けております。

（１）　予約管理システム利用登録済み葬祭事業者

予約管理システム利用登録葬祭事業者は、２４時間ＷＥＢにより予約できます。

入力の締め切りは火葬予定日の前日の１０時までです。

http://setoshi-saien.jp/

（２）　予約管理システム利用登録をしていない葬祭事業者

斎苑の窓口または電話にて予約の受付をしています。以後、利用が見込まれる葬祭事業者は、予約管理システムの利用登録の手続きをしてください。

０５６１－８２－８８００

（３）　予約システム入力の必要事項

以下の項目は必須項目となります。未入力の場合は予約できません。

(ア)点火日時

(イ)区分（死体・死産・人体の一部）

死産・人体の一部に関しては、関連する項目に入力してください。

(ウ)出棺場所（住所ではなく、ホール名を入力してください。）

(エ)死亡者氏名

(オ)死亡者住所

(カ)申請者住所区分

（４）　予約申し込みの際の注意事項等

(ア)予約できるのは下記の事実が生じてからです。

・死体・・・お亡くなりになったこと

・死胎・・・死産の事実が生じた（手術を終えた）こと

・四肢・・・切断手術等を終えたこと

※死亡または死産（２４週未満を除く）後、２４時間を経過していない場合は、火葬できません。

(イ)予約及び期間

火葬日の６日前から前日の１０時までです。ただし、斎場使用の場合は、通夜日前日の１６時までとなります。

(ウ)予約の変更やキャンセル

正確な空き状況の把握及び火葬炉使用枠の有効活用のため、予約の変更やキャンセルは極力ないようにお願いします。**火葬炉使用枠に影響を及ぼすキャンセルの発生頻度が多い葬儀事業者は、予約管理システム利用規約に基づき利用できなくなります。また、待合室のご利用については、当日のキャンセルはできません。**

４　書類の手続き

（１）　火葬許可証

(ア)ＦＡＸ送信

火葬許可証（市長印が押してあるもの）は、ご遺族から受け取り次第、ご遺族のご了解を得たうえ、速やかにＦＡＸ(0561-82-9214)で送信してください。

(イ)受付への提出

火葬許可証は、火葬当日に原本を必ず受付へ提出してください。

忘れた場合は、火葬ができません。

（２）　瀬戸市斎苑予約受付確認書（以下、「確認書」という）

(ア)ＦＡＸ送信

必要事項を記入の上、**火葬前日の午前中までにＦＡＸで送信してください。**

受領後、担当者へ内容確認の連絡をさせていただきます。

(イ)外国籍の方について

日本国籍ではない方の氏名は、本名を記入し、通称名（日本名）の使用の有無を明記してください。（日本語が話せない場合は通訳者を同行させてください。通訳者が同行できない場合は火葬炉使用許可ができません。）

(ウ)火葬中の待ち時間

火葬から収骨までの待ち時間（約１時間３０分）について、待合室を利用されるのか、ロビーで待機されるのか、外出されるのか確認し記入してください。

(エ)特記事項への記入項目

次の事項に該当する場合は、特記事項欄に必ず記入してください。

・体の一部に欠損がある又は金具が内蔵されている場合には、その部位

・ペースメーカーの装着の有無

火葬時に爆発の原因となります。必ず記入してください。

・宗教上の習慣により、特に注意する事項がある場合

※韓国・朝鮮籍の方の場合は、酒使用の有無を必ず記入してください。

・収骨をしない場合

火葬日に所定事項を記入した念書を提出していただきます。

・分骨される場合

火葬執行済兼分骨証明書の発行を希望の場合は、枚数を記入してください。

なお、当斎苑での分骨は、火葬当日の収骨時の分骨のみとなります。それ以外の場合の分骨はできません。

5　納棺について

棺については、葬儀事業者が使用する標準製品のみを受け入れます。個人で作成する棺については、受け入れできません。

（1）　棺の材質

木製に限ります。

（2）　棺のサイズ

高さ５０ｃｍ、幅６６ｃｍ、奥行２０２ｃｍ以内です。

超えた場合は火葬ができません。

（3）　ご遺体の処置

汚汁漏れ・臭気漏れのないよう処置し、納棺してください。

（4）　ご遺体の搬入

斎場利用の場合を除き、ご遺体は全て納棺された状態で搬入してください。

また、斎場利用の場合の葬儀の際以外は、ご遺体の拝顔を行うことができません。

（5）　副葬品（類似品を含む）

火葬の遅延や火葬炉の故障が生じる場合がありますので、故人の愛用品や思い出の品であっても、原則、棺に納めることができません。副葬品が原因で故障・遅延が生じた場合は、修繕などに要した費用を請求する場合があります。

★棺に納めることができるもの

・少量のお花や食べ物、数枚の写真や手紙等のすぐに燃えるもの

★棺に納めることができないもの

棺に納めることができないもの	納めることができない理由
果物・野菜等の食品・缶詰、酒・清涼飲料水等の液体、油脂類	火葬の遅延やお骨への付着、悪臭の発生等の恐れがあります。
書籍、段ボールなどの多量の紙、多量の衣類等	燃えにくく、大量の灰が発生し、収骨への悪影響や、火葬炉設備が破損する恐れがあります。

音楽プレーヤー・ラジオ等の電子機器・腕時計等、電池類、スプレー缶等	炉内で爆発し、火葬炉内部が破損する恐れがあります。
眼鏡等のガラス製品、硬貨等の金属製品	融解し、お骨や炉内に付着し、収骨への悪影響や火葬設備の故障の恐れがあります。
ビニール・プラスチック類、合皮製品等のゴム製品	お骨に付着し、収骨へ影響する他、周辺環境への悪影響の恐れがあります。
ゴルフ用品・釣り用品等のカーボン製品等	過剰な燃焼が生じ、火葬設備の損傷に繋がる恐れがあります。
指輪等の小さな貴重品等	火力、風圧等により焼失・融解・粉失する恐れがあります。
ドライアイス・保冷剤等、生花給水フォーム等	不完全燃焼による火葬の遅延や燃え残りの発生の恐れがあります。出棺時に必ず取り除いてください。

（6） 副葬品を納める位置

納棺の際、副葬品は必ず腰から上に納めてください。

6　ご遺体の引き取り

ご遺体は、足元から引き取りします。

7　火葬当日の手続き・使用料の支払い等

（1） 当日の変更連絡

(ア)確認書について

内容について追加や変更がある場合は、午前9時までに必ず連絡してください。

(イ)証明書の当日発行について

火葬執行済証明書及び火葬執行済分骨証明書の当日発行を希望の方は、受付にて申請してください。ただし、発行にはお時間が必要です。

(ウ)ペースメーカーの有無

火葬業務に支障がありますので、有無について判明した場合は、必ず連絡してください。

（2） 出棺連絡

点火時刻までに到着できるように、出発してください。

出棺時には必ず斎苑受付まで連絡してください。

会葬される方は霊柩車と一緒に続いて到着してください。出棺が遅れるような場合、出棺予定時間に何分程度遅れるのかを必ずご連絡ください。遠方から出発の

場合は、瀬戸市内に入った時点で、斎苑受付まで連絡してください。
なお、火葬許可証及び火葬炉使用料が未納の場合の使用料の携行を確認してください。

（３） ご持参いただくもの

以下のものを布等に一つにまとめてください。
線香（仏式のみ）、骨壺、分骨袋（分骨希望の場合）、収骨用箸３膳
※斎場をご利用の場合は、必ず祭壇下に敷くシートをご持参ください。
玉串奉奠または献花される場合は、最大２０本です。
なお、斎苑では骨壺等物品の販売はしていません。

（４） 到着時の手続き

(ア)案内スタッフ

利用者が円滑かつ安心して斎苑を利用するため、利用者をご遺体到着から収骨終了までアテンドする案内スタッフを必ず配置してください。

(イ)書類の提出

「死体（死胎）火葬許可証」を斎苑受付スタッフに提出してください。また、待合室等施設を使用される方は、「瀬戸市斎苑使用許可申請書」を速やかに提出してください。

(ウ)収骨をしない場合

収骨をしない場合は、喪主様ないし祭祀継承者が「念書」を提出していただく必要があります。必ず前日までにご連絡のうえ、斎苑到着時に事務室受付に提出してください

（５） 火葬の手続き・支払い

お支払いは、現金のみのお取り扱いとなります。

(ア)火葬炉使用料の納入

未納の方は、受付にてお支払いください。
※事前に瀬戸市役所、品野支所、菱野支所、幡山支所にて納付できます。

(イ)施設使用料の納入

施設をご利用の方は、お支払いください。

火葬後のお手続き

(ア)「死体（死胎）火葬許可証」の受け取り

「死体（死胎）火葬許可証」に瀬戸市長が火葬執行済の証明を行い、ご遺族に返却します。
この書類は、墓地等に納骨する際に必要となりますので、大切に保管するように、予めご遺族に周知してください。

(イ)火葬執行済証明書及び火葬執行済兼分骨証明書の受け取り

希望された方へ発行します。手数料は１通につき３００円です。

7　斎場のご利用について

（1）　当斎場での葬儀

(ア)斎苑内の斎場を利用して葬儀を行うことができます。

(イ)斎場は、場所のみの提供となりますので、葬儀の運営や必要機材（祭壇、料理の手配等）の用意はいたしません。また、床の保護のため、祭壇下に敷く養生シートを必ずご持参ください。

（2）　駐車場について

(ア)斎場利用者用の駐車場があります。

(イ)ご会葬者が多数の場合には、見込数に応じて、周辺道路の混雑を避けるため、駐車場案内・誘導係員の配置、関係個所へのご連絡、送迎バスの手配をお願いする場合があります。必ず、事前に斎苑事務室にご相談ください。

8　火葬

（1）　最後のお別れ

(ア)受け入れ後、告別室において焼香等の最後のお別れができます。告別室に入室後、予約した時刻で点火できる時間内でお願いします。

(イ)斎場で葬儀を行う際のお別れを除き、斎苑内においてお顔を見てのお別れはできません。

（2）　火葬

(ア)告別室での最後のお別れの後、炉前ホールに移動して、ご遺体を火葬炉に納め火葬が執行されます。

(イ)炉前ホール等の共有スペースにおいては、読経等の儀式はご遠慮ください。

(ウ)棺を火葬炉に納めた後、喪主様に火葬炉の鍵をお渡しします。

※鍵を紛失された場合は、弁償となります。

（3）　火葬中の滞在

火葬中、ご遺族、ご会葬者の方は、２階ロビー（無料１０名まで）及び待合室（有料　斎場利用の方は斎場控室を使用可）にてお待ちいただきます。火葬は点火後９０分程度かかります。

※ロビーでは食事ができません。食事をされる方は待合室をご利用ください。

※１０名を超える場合はロビーがご利用できません。待合室をご利用ください。

（4）火葬中の外出

火葬中に一旦自宅等に帰られる方は、収骨予定時間の１５分前には斎苑にお帰りください。

（５） 滞在中の喫煙について

斎苑の敷地内は建物内も含め全て禁煙です。ご遺族や葬儀関係者への説明も含め、ご協力をお願いします。

9　待合室（有料）

（１） 利用できる部屋数

２階に和室４室（３２名：各２５畳程度)、洋室１室（２８名：５３m2)

※和室３と和室４は繋げて利用が可能（６４名）

（２） 利用のための開錠

利用開始時刻になりましたら、斎苑職員が開錠します。

食事の配達、案内スタッフの準備等は、開錠以降に可能となります。

（３） 利用可能時間について

点火時刻	9：30	10：30	11：30	12：30	13：30	14：30
待合室利用可能時間	8:45-11:45	9:45-12:45	10:45-13:45	11:45-14:45	12:45-15:45	13:45-16:45

※利用後の斎苑清掃職員の清掃時間（１５分程度）を含めた時間となります。

（４） キャンセルについて

待合室のご利用については、当日のキャンセルはできません。

（５） 業者の方の出入りについて

業者の方が準備等で斎苑に出入りする場合は、必ず事務室に声をかけてから出入りしてください。駐車スペースなど、利用マナーは守るようにしてください。

（６） その他

(ア)予約の際は、利用者の人数等を把握してください。

(イ)待合室（斎場利用の方は斎場控室）には、湯沸室があります。

(ウ)待合室（斎場利用の方は斎場控室）では、飲食することができます。

(エ)待合室（斎場利用の方は斎場控室）使用後のごみ及びお持ち込みの物は、すべてお持ち帰りください。

10　斎苑使用に関する禁止行為

（１） 周辺住民や他の人の迷惑となるような次の行為を行うこと。

(ア)斎苑への案内立て看板及び指差し表示等を路上又は民有地に設置すること。

(イ)誘導灯、プラカード、喪服等で路上案内を行うこと。

(ウ)館内外を問わず「張り紙、看板等」を提示・設置すること。

(エ)施設内外及び周辺での集団行動、示威行為、拡声器等の使用。

(オ)周辺道路への違法駐車。

(カ)館内外を問わず「花輪」を設置すること。

（２） 敷地内における次の行為を行うこと。

(ア)斎苑職員にお清め又は志などの「心付け」を渡すこと。

(イ)葬儀目的以外の寄付、物品の売買行為。

(ウ)喫煙

(エ)斎苑の敷地内及び建物内での写真・ビデオ撮影。

(オ)騒音を発する、大声をあげる等著しく静穏を害し、又は乱暴な言動をする等他人に迷惑を及ぼす行為。

(カ)待合室のご利用以外で、飲食物を持ち込むこと。

(キ)斎苑内に危険物及び火気を持ち込むこと。

（３） 暴力団員の葬儀

(ア)条例及び警察署からの指導により、暴力団員の葬儀（斎場利用）はお断りします。火葬については、ご遺族、葬祭事業者から、家族、近親者のみの少人数で行う旨のご成約をいただいたうえでお受けしますので、必ず事前に斎苑へご連絡をお願いします。なお、所轄警察署へ連絡しますので、予めご了承ください。

11 斎苑使用に関する遵守項目及び注意事項

（１） 斎苑使用に関して次に掲げる事項を遵守してください。

(ア)駐車場には限りがありますので、乗り合わせてのご来苑をお願いします。

(イ)斎苑職員から指示があったときは、その指示に従ってください。

(ウ)利用許可を受けた以外の場所に立ち入ることはできません。

(エ)斎苑には、「楽器等」の持ち込みはできません。

(オ)建物前の縁石には、バス、自動車等を乗り上げないでください。

(カ)斎苑では、法要・法事での利用はできません。

(キ)ペット等は、種類・大きさを問わず入館できません。（法令で定められた盲導犬等の身体障害者補助犬を除く。）

(ク)待合室及び斎場使用時に持ち込み等により発生したゴミは、責任を持ってお持ち帰りください。

(ケ)利用者の責により、斎苑施設・設備等を損傷させたとき又は斎苑が用意した物品等を紛失・損傷させたときは、その損害を賠償していただきます。

（２） 斎苑利用にあたっては、以下の事項について注意してください。

(ア)盗難・紛失等の責任は負えません。貴重品の扱いは十分ご注意ください。

(イ)貴重品・手荷物のお預かりはしていません。

(ウ)駐車場内では、最徐行でお願いします。苑内での事故等は斎苑では責任を負いかねます。なお、写真・ビデオ撮影に関するトラブルについては、一切責任を負

いません。

(エ)斎苑では、料理・生花等の注文は受け入れておりません。

(オ)車いす(７台)、和室用高座椅子（各和室５脚）が用意されています。(持込みの利用も可能です。）また、助力等を必要とされる障害者の方は、斎苑職員にお申し出ください。

(カ)AED（自動体外式除細動器）を設置しています。緊急の場合はお近くの斎苑職員にお知らせください。

(キ)外部からの電話の取次ぎはいたしません。

(ク)タクシー等の呼び出しはしません。公衆電話をご利用ください。

12　案内スタッフの役割について

（１）　火葬業務に支障がないように以下の項目について対応してください。

(ア)お出迎え

(イ)告別室へのアテンド

(ウ)施設を利用するにあたり、注意事項の伝達

(エ)待合室での接待

(オ)利用者の相談対応

(カ)待合室利用後の備品等（破損、汚損）の確認

13　使用料金

	区　分			単　位	金　額	
					市内在住者	市外在住者
火葬炉使用料	12歳以上の者			1体	5,000円	70,000円
	12歳未満の者			1体	3,000円	42,000円
	死産児及び流産児			1体	1,500円	21,000円
	えな及び産汚物			1件	1,000円	8,400円
	身体の一部			1個	1,000円	8,400円
	動　　物			1個	1,500円	9,000円
施設使用料	斎　　場		午前8時30分から 午後0時30分まで		12,810円	25,620円
			午後0時30分から 午後4時30分まで		12,810円	25,620円
			午後4時30分から 翌日の午前8時30分まで		51,260円	102,520円
	遺体安置室		24時間以内		1,060円	2,120円
			延長時間（1時間につき）		100円	200円
	待　合　室	和室	1室につき3時間以内		3,200円	6,400円
		洋室	1室につき3時間以内		3,200円	6,400円

■備考

1. この表において、「市内在住者」とは、次の者をいい、「市外在住者とは、その他の者をいう。
   ① 死亡者の場合は、死亡時に本市に住所を有していた者
   ② 前号以外の場合は、使用者が本市に住所を有している者
2. この表において「動物」とは、愛がん用として飼育されていた犬、猫及びこれらに類するものの死体をいう。
3. 遺体安置室の延長使用について、１時間に満たない部分が生じた場合は、これを１時間として使用料の計算をする。